

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年5月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300501号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第2400002号

第1 結論

昭和58年*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和60年3月まで

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、A市からB市へ転居した後にB市から請求期間に係る国民年金保険料の納付書が届いたため、B市役所のC出張所において遡ってまとめて納付した。納付したことがわかる資料はないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続については覚えていないが、A市からB市へ転居した後に、B市から請求期間に係る国民年金保険料の納付書が届いたため、B市役所のC出張所において遡ってまとめて納付した旨主張している。

しかしながら、市町村が取り扱う国民年金保険料は、現年度分とされていることから、請求者がB市へ転居した（戸籍の附票：昭和60年6月16日）時点で過年度分となる請求期間に係る国民年金保険料は、同市により納付書が発行されることはなく、同市の出張所で国民年金保険料を納付することもできない。

また、B市は、保存期間経過のため、請求者に係る国民年金保険料の納付状況が確認できる資料は保有していない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金手帳記号番号（*）とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。